（別紙1）

**令和6年度デザイン産業振興事業**

**「デザイン活用促進事業」運営支援業務**

**企画提案説明書（仕様書）**

**１　業務名**

**「デザイン活用促進事業」運営支援業務**

**２　事業の背景と目的**

　（一財）さっぽろ産業振興財団では、新たな商品やサービスを生み出すデザイナー等1の活躍のほか、デザイナー等が様々な産業分野と連携し、クライアントとなる企業2の価値を引き出すことを支援している。特に、企業の付加価値向上に寄与するデザイン産業の振興においては、企業側のデザイン活用の意識と、デザイナー等による課題理解力やデザイン・提案力が欠かせないと考えており、デザイナー等の視点や意見を経営戦略に取り入れながら、企業によるデザイナー等の活用を増やすことを目指している。

デザイナー等の活用を増やすためには、企業によるデザインへの投資を促すとともに、デザイナー等と企業が出会い、中長期的なビジネスパートナーとして成長し、共に考え共に試行錯誤を重ねながらお互いのことを知っていく機会が必要である。当財団としても、デザイナー等と企業が、商品やサービスの魅力、課題等について相互に理解を深めるコミュニケーションの場を通じた、双方のマッチングの必要性を認識している。

そこで、本業務は知見を有する民間企業に企画提案を求め、共創機会を経た具体的なマッチング事例を創出しながら、より効果的なマッチング事業に繋げていくものである。

なお、事業の狙いは、デザイン活用を経営に取り入れようと思う企業とそれを支えるデザイナー等をマッチングし、企業とデザイナー等の同時成長を図ることであるが、市内企業のデザイナー等に対する理解度やそれを支えるデザイナー等の習熟度は様々であることから、デザイナー等を募るにあたっては、視覚的な領域を担当するデザイナーにとどまらず、企業の成長に資する観点で対応できる者を広く対象としていく。また、参加企業を募るにあたっては、中長期的な視点で成長性を期待できる者を対象としていく。

1デザイナー等：札幌市内に本社、支社、営業所、事務所がある中小企業者（デザイナー、アートディレクター、クリエイティブデレクター等）

2企業：札幌市内に本社、支社、営業所、事務所がある中小企業者

**３　履行期間**

契約締結日から令和７年３月２4日（月）まで

**４　業務内容**

　　受託者は、デザイナー等と企業がビジネスにおける共創の効果や可能性について理解を深めるグループワーク等を企画・運営するとともに、協業につながるきっかけとなるようなマッチングイベントの企画・運営を行うこととする。また、次年度以降のマッチング手法に対する提言を行うこととする。

　　なお、業務の内容は現時点での予定であり、今後、企画提案の結果によって委託者と受託者で協議し、調整するものとする。

（１）デザイナー等と企業との共創機会、交流会及びマッチングイベントの企画・運営

ア　業務概要

デザイン活用によって商品・サービスの高付加価値化を検討している企業とそれを支えるデザイナー等を繋ぎ合わせる場の企画運営を行う。

イ　提案内容及び留意事項

（ア）事業の背景と目的を踏まえ、より効果的なマッチングイベントとするための前段階としてふさわしい共創機会の方法を提案すること。共創機会においては、双方がデザイン活用について理解を深めることができるようなグループワーク等の、学びの場を重視すること。

（イ）交流会においては、参加者全員のコミュニケーションが取れる機会を重視すること。なお、交流会は共創機会と同日に企画し運営すること。

（ウ）共創機会で学び、コミュニケーションを取ったデザイナー等と企業が、中長期的なビジネスパートナーとして気兼ねなく相談でき、かつ効果的なマッチングイベントを提案すること。なお、マッチングイベントにおいては、双方が企業の課題について理解を深めることができるよう、コミュニケーションの機会を重視すること。

（エ）共創機会、交流会及びマッチングイベントの期間は、参加者がより集まりやすい時期を踏まえ、各２回は行うこと。

（オ）対象デザイナー等は、企業課題に対応できる実績のあるデザイナー等、又は、企業のデザイン活用に参画したいデザイナー等（札幌市内に本社、支社、営業所、事務所があること）とする。事業の予算、スケジュールを踏まえ、参加可能なデザイナー等の数の上限を示すこと。

（カ）対象企業は、商品・サービスにおいて課題を抱えている企業や、経営へのデザイン等の活用に向けた取組に興味がある企業（札幌市内に本社、支社、営業所、事務所がある中小企業）とする。事業の予算、スケジュールを踏まえ、参加可能な企業数の上限を示すこと。

（キ）場所が必要な場合には、札幌市産業振興センター内『Sapporo Business HUB』を無償で使用することが可能である。

　（２）全体業務

ア　本事業の広報・周知及び企画運営管理

　　　本事業の目的と内容が対象者に効果的に伝わるような事業の広報・周知及び企画運営を行う。また、本事業の目的を達成するために事業全体の運営を行うこと。

（ア）本事業を効果的に進めることができるよう、周知ツールを提案すること。ただし、当財団HPのトップ画面用バナー（833px×450px）制作を盛り込むこととする。

（イ）周知ツールおよび、管理運営に係る費用を委託費に含めることとする。

（ウ）本事業を効果的に進めることができるよう、事業全体の進行管理の方法とスケジュール概要を提案すること。

イ　対象者の募集及び応募者の受付管理

　　　　より多くの企業・デザイナー等に対し本事業の目的や内容を周知することで事業への参加を促す。また、事業への応募者の受付と管理を行うこと。

（ア）より多くの対象者が事業に興味をもち応募へと繋がるような効果的な周知方法を具体的に提案すること。

（イ）周知先については、本事業の意図を汲み取り提案すること。

（ウ）応募者の受付方法を具体的に提案すること。なお、オンラインでの受付が可能となることを想定すること。

（エ）本事業に係る企業情報・個人情報は、受託者が管理運営する。

（オ）本事業の「運営事務局」として、企業やデザイナー等からの相談に対応する窓口を設置し、相談・問い合わせが受けられる体制とする。

（カ）応募の状況、問い合わせ内容等については、随時委託者と共有すること。

（３）独自提案

　　　受託者独自に事業効果を高めるために有効な手法（他イベントとの連動やネットワークの活用等）があれば、積極的に提案すること。

（４）事業実施後の報告及び提言

ア　業務概要

　　参加デザイナー等及び企業へのアンケート調査や実施結果の検証等をもとに、事業の効果分析等を行うとともに、今後の効果的なデザイン活用の推進やデザイナー等と企業のマッチングに繋がる提言を行う。

イ　提案内容及び留意事項

事業実施後の報告及び提言に向けたアンケート項目及びアンケート手法の提　　　案

（ア）アンケート項目に関しては、今後の提言に活かされることを考慮して提案すること。

（イ）その他、デザイン活用の推進及びデザイナー等と企業のマッチングに係る提言を充実したものにするために、事業の検証や効果分析において有用な取組があれば提案すること。

**５　実施報告書**

受託者は、上記業務終了後、業務概要をまとめた実施報告書（A4版）2部及び実施報告書を保存したデータ一式をDVD又は暗号化セキュリティデータにて提出すること。実施報告書は、各イベント事に10枚以上の写真を添付し、事業の概要がわかるよう、仕様書に沿ってわかりやすくまとめること。また、実施報告書には、効果分析、改善点、課題等及び、今後理想とするマッチング手法に対する提言を記載すること。

提出期限：令和7年３月24日（月）

**６　委託料の支払い**

委託料には本業務を遂行するために必要な一切の経費を含み、原則として業務完了後に一括して支払う。

**７　環境への配慮**

　　本業務においては、環境負荷軽減に努めること。

（１）電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。

（２）ごみ減量及びリサイクルに努めること。

（３）両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。

（４）自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

**８　その他特記事項**

（１）法令等の遵守

受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。

（２）守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者よりデータ等の廃棄の指示を受けた時は、速やかに当該内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

（３）個人情報の留意事項

　　　個人情報を扱う際は、個人情報の保護に関する法律を厳守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めること。

（４）疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

（５）再委託の禁止

受託者は本業務を全て第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、あらかじめ当財団の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。

（６）実施報告に係る留意事項

本業務実施報告については、明確な記述とするように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説又は注釈を付記すること。また、報告書等の納入後、委託者において実施する履行検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なるまたは不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正または追加を行うこと。また、委託者は、本業務の報告書に個別の企業情報等を除く修正を加えたものを、ホームページ等に掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて報告書を作成すること。

（７）著作権等

受託者は、委託者に対し、当該事業に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者または委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したことおよび第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

**９　委託者担当部署**

〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1番1号　札幌市産業振興センター内

一般財団法人さっぽろ産業振興財団 クリエイティブ産業振興課 担当：伊藤・岡田

電話：011-817-5711　E-mail: [info@creative-sapporo.jp](mailto:info@creative-sapporo.jp)